

ウェルネス 21

指定（介護予防）・福祉用具貸与事業運営規程

令和6・4・1

（事業の目的）

第1条 株式会社 ゆう が開設するウェルネス21（介護予防）・福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）・福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要支援・要介護者等」という。）に対し、適正な指定（介護予防）・福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、要支援・要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担軽減を図るものとする。

2 事業継続計画（BCP）を作成し、感染症・災害時・高齢者虐待防止・各ハラスメント防止のため、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施を計画する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ウェルネス21
- (2) 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上 118-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- (2) 専門相談員 2名
専門相談員は介護を受ける側と介護する側の双方の心理を理解し、病状や障害の度合いを適切に見極めて、福祉用具の選定や使い方をアドバイスします。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日（土・日・祝祭日 年末年始の12月30日から1月3日までは休業とする。）なお、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (2) 営業時間は午前10時から午後5時までとする。
但し火・金は午後4時までとする。

(指定(介護予防)・福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定(介護予防)・福祉用具貸与の提供は以下の通りとする。

- (1) 指定(介護予防)・福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
- (2) 指定(介護予防)・福祉用具貸与に関する消毒・補修・保管についての業務は、下記の第三者に委託するものとする。

委 託 先 ①：	名 称	株式会社 日建リース工業株式会社
	所在地	(本社) 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-7-8 住友水道橋ビル 3 階 電話番号 03-3219-6611 (青森南支店) 〒039-2402 青森県上北郡東北町大字大浦字大浦山 1-4 電話番号 0176-56-3171
委 託 先 ②：	名 称	パラマウントケアサービス株式会社
	所在地	(本社) 〒130-0012 東京都墨田区太平二丁目 9 番 4 号 電話番号 03-6666-3611 (青森センター) 〒038-0059 青森県青森市油川字岡田 6-4 電話番号 017-787-0731
委 託 先 ③：	名 称	株式会社 ジュー・シー・アイ
	所在地	(本社) 〒981-3341 宮城県富谷市成田 1 丁目 5-3 電話番号 0120-786838 (八戸支店) 〒031-0073 青森県八戸市売市三丁目 2 番 5 号

契約の内容： 別紙契約書の通り

- (3) 指定(介護予防)・福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、貸与しようとする商品の目録、カタログ等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明する。
機能や価格帯の異なる複数の商品を提示して、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- (4) 指定(介護予防)・福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うものとし、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

- (5) 利用者の要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- (6) 利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するために、福祉用具サービス個別計画書を作成する。利用者・介護支援専門員に交付する。

(取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ予防用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知器
- (12) 移動用リフト
- (13) 自動排泄処理装置（本体）

指定介護予防福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 手すり
- (2) スロープ
- (3) 歩行器
- (4) 歩行補助つえ

但し、固定用スロープ・歩行器(歩行車は含まない)・単点杖(松葉杖は含まない)・多点杖については貸与か購入を選択できるものとする。

また、例外給付の対象とすべき事案のあった場合はこの限りではない。

(利用料等)

第8条 利用料等については以下のように定める。

- (1) 指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別紙カタログのとおりとし、当該指定（介護予防）福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その市町村から交付された負担割合証の通りとする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）・福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業の実施地域を超えた地点から片道25キロメートル未満は、1000円。
 - ② 事業の実施地域を超えた地点から片道25キロメートル以上は、前号の額に5キロメートルごとに200円を加えた額。
- (3) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用について5万円を

上限にその実費を徴収する場合がある。

- (4) 利用者の都合により、利用中の福祉用具の移動を行う場合には、「レンタルサービス重要事項説明書」のと通りの費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- (5) 前(2)、(3)項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、七戸町・東北町・六ヶ所村とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- (1) 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
 - ① 採用時研修 : 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 : 年1回
 - ③ 認知症サポーター養成研修・及び継続研修
 - ④ 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する適切な対策を講じる。
 - ⑤ 利用者の人権の擁護・虐待防止・再発防止のために適切な対策を講じる。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ておく。
- (5) 衛生管理
 - ① 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。
 - ② 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具をその種類・材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と未消毒の福祉用具とを区分して保管する。
 - ③ 事業所の設備及び備品について整理・清掃を行い衛生的に管理する。
- (6) 規程及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を備え付け、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載したカタログ等を事業所に備え付ける。
- (7) 指定(介護予防)・福祉用具貸与を求められた場合には、受給資格などを確認する。また、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定(介護予防)・福祉用具貸与を提供する。
- (8) 正当な理由なく指定(介護予防)・福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
- (9) 自社によるサービス提供が困難な場合には、速やかに適当な他の指定(介護予防)・福祉

用具貸与事業者を紹介する等の措置を講ずる。

- (10) 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- (11) 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- (12) 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画変更の意向があるときは必要な援助を行う。
福祉用具貸与の目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
- (13) 従業者に身分を証明する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- (14) 法定代理サービスに該当しない指定（介護予防）・福祉用具貸与の利用料の支払いを受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とする「指定（介護予防）・福祉用具貸与サービス提供証明書」を発行する。
- (15) 法定（介護予防）・福祉用具貸与を受けている利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合、あるいは不正に保険給付を受け、又は受けようとしている場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (16) 苦情処理
 - ① 利用者からの直接、又は市町村を通じて受けた苦情には、迅速かつ適切に対応する。
後者の場合には、結果について市町村に報告する。
 - ② 利用者の苦情に関して、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は、それに従い必要な改善を行う。
- (17) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 ゆう と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

平成17年 3月1日改正

平成17年 4月1日改正

平成18年 5月1日改正

平成19年 4月1日改正

平成19年11月1日改正

平成24年 4月1日改正

平成27年 4月1日改正

平成30年 4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正（BCP・モニタリング・委託先の削除等）